公　告

諸　事　項

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社インテレス・キャピタル・マネージメント
２．本店所在地　東京都千代田区神田錦町三丁目19番１号廣瀬第２ビル３階
３．登録番号　関東財務局長（金商）第565号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．登録の取消年月日　平成26年４月22日

平成 26 年５月２日

関東財務局長　坂本　正喜

鉱業法第 142 条の規定による公告

経済産業省公告第 20 号

下記の鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、⑴及び⑵については却下の通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所に通知の内容を掲示した。

記

⑴　出願地　京都府北桑田郡京北町　出願人　京都府船井郡園部町木崎町大川端30番地　清水　一馬　出願番号　60大通出試第133号
⑵　出願地　京都府北桑田郡京北町　出願人　京都府船井郡園部町木崎町大川端30番地　清水　一馬　出願番号　60大通出試第134号

平成 26 年５月２日　　近畿経済産業局長

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年５月２日

東北地方整備局長　小池　　剛

１　処分をした年月日　平成26年４月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社後藤組　後藤　茂之　山形県米沢市丸の内２－２－27　国土交通大臣許可（特―23）第650号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域内における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年５月７日から平成26年５月13日までの７日間
４　処分の原因となった事実　株式会社後藤組は、民間発注の建築一式工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けないで建設業を営む者と同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。
このことが、同法第28条第１項第６号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年５月２日

中国地方整備局長　栗田　　悟

１　処分をした年月日　平成26年４月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社　吹原　正晃　広島県広島市中区江波沖町５－１　国土交通大臣許可（特―23）第345号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第３５６号
岩手県盛岡市加賀野３丁目16番12号
申立人　塚崎　友三
本籍岩手県盛岡市住吉町４番地８、最後の住所岩手県盛岡市みたけ３丁目９番７号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日平成25年12月16日、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭和20年11月２日、職業無職
被相続人　亡　北田　　彰
事務所岩手県盛岡市中央通１丁目12番７号仁王惣門ビル５階Ｂ号室
相続財産管理人　弁護士　太田　秀栄

盛岡家庭裁判所

平成２６年（家）第１０４号
東京都港区虎ノ門４丁目３番13号
申立人　独立行政法人福祉医療機構
本籍静岡県静岡市葵区井宮町７番地、最後の住所宮城県牡鹿郡女川町黄金町７番地、死亡の場所宮城県仙台市宮城野区、死亡年月日平成25年９月13日、出生の場所静岡県志太郡岡部町、出生年月日昭和20年10月15日、職業歯科医師
被相続人　亡　是永　孝雄
宮城県仙台市青葉区片平１－１－６－602ネオハイツ片平６階片平法律事務所
相続財産管理人　大嶽　友和

仙台家庭裁判所石巻支部

平成２６年（家）第１２２号
東京都千代田区五番町14番地の１
申立人　一般財団法人住宅改良開発公社
本籍宮城県石巻市松並２丁目11番地３、最後の住所宮城県石巻市大街道北４丁目７番３号ヴェルディサンフレッチェ301号、死亡の場所宮城県石巻市、死亡年月日平成23年３月11日、出生の場所宮城県石巻市、出生年月日昭和26年４月18日、職業会社代表者
被相続人　亡　横内　博幸
宮城県仙台市青葉区一番町１丁目16番23号ＳＬＳビル３階広瀬川総合法律事務所
相続財産管理人　小川　航平

仙台家庭裁判所石巻支部

平成２６年（家）第５０号
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1787番地の２
申立人　羽石　良子
申立人代理人弁護士　直井　　勇
同　青木　隆夫
本籍栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1787番地２、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所栃木県下野市、死亡年月日平成25年５月14日、出生の場所栃木県芳賀郡茂木町、出生年月日昭和28年12月18日、職業不詳
被相続人　亡　羽石　壽孝
栃木県宇都宮市南一の沢町１番28号　佳葉マンション203号室
相続財産管理人　弁護士　竹澤　　隆

宇都宮家庭裁判所真岡支部

平成２６年（家）第８８号
千葉県千葉市花見川区朝日ヶ丘３丁目18番２号サンライズ・ヒル朝日ヶ丘Ａ棟115号
申立人　山田　正子
本籍東京都豊島区千早１丁目28番地、最後の住所埼玉県熊谷市石原204番地22、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日平成25年10月23日、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和25年11月９日、職業不明
被相続人　亡　荒沢　邦一
事務所埼玉県熊谷市筑波２丁目13　加賀崎ビル２階１号　波多野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　波多野孝彦

さいたま家庭裁判所熊谷支部

平成２６年（家）第７０４００号
大阪市中央区備後町２丁目２番１号
申立人　株式会社りそな銀行
本籍奈良県大和郡山市小泉町276番地、最後の住所東京都世田谷区給田５丁目６番24―214号、死亡の場所愛知県名古屋市中村区、死亡年月日平成25年１月29日、出生の場所大阪府高槻市、出生年月日昭和52年７月11日、職業会社員
被相続人　亡　菰渕　直樹
事務所東京都豊島区要町１丁目11番１号センチュリー401号
相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

東京家庭裁判所